

入札・契約制度の改正について（概要）

契約金額 2500 万円以上の工事に関し、第 1 次下請業者選定時に「専門工事業者選定通知書」の提出を求めておりましたが、平成 25 年度より、設計金額 250 万円超の工事において市外企業を選定した場合にも提出を要することといたしましたので、お知らせします。

「専門工事業者選定通知書」の改正

■ 提出要件

提出を要する場合は、以下のとおりとなります。

従前	平成 25 年度より
契約金額 2500 万円以上の工事において第 1 次下請業者を選定したとき	<u>契約金額 2500 万円以上の工事において第 1 次下請業者を選定したとき</u> 及び <u>設計金額 250 万円超の工事において第 1 次下請業者として市外企業を選定したとき</u>

注 1 市外企業とは、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者以外の者を指します。

■ 市外企業選定理由の明記

第 1 次下請業者として市外企業を選定した場合には、その選定理由の記載が必要になります。

■ 実施年月日

平成 25 年 4 月 1 日以降に告示を行う工事から実施します。

■ 参照

札幌市水道局入札情報サービス（様式）

「工事・設計等・道路維持除雪」→「共通ファイルダウンロード」→「工事請負関係書式（契約後）」